

所得税と市・県民税の申告が始まります

問 刈谷税務署 ☎(21)6211

新型コロナ対策の協力をお願いします

自宅から申告できるe-Tax（電子申告）を是非利用してください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンやタブレット端末でも所得税の確定申告書を作成できます。また、チャットボットで相談することもできます。

e-Taxの事前準備や申告書の作成手順は、「動画で見る確定申告」で確認してください。詳細は5ページで確認してください。



確定申告書等
作成コーナー



動画で見る
確定申告



来場の際は感染症対策への協力をお願いします

刈谷税務署や碧南市役所、公民館などの施設における会場では、新型コロナ対策として次の対応策を講じます。

- ・入場の際に、検温を実施します。37.5度以上の発熱が認められる人の入場は、お断りさせていただきます。発熱などの症状のある人や体調の優れない人は、来場を控えてください。
- ・マスクを着用し、入口などで手指消毒液の利用をお願いします。
- ・会場にはできる限り1人で来てください。

所得税・復興特別所得税の確定申告

刈谷税務署での新型コロナ対策

刈谷税務署の会場では、混雑緩和のため入場整理券が必要です。入場整理券は、当日刈谷税務署で配付しますが、配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。また、入場整理券は、国税庁LINE公式アカウントから事前に入手することもできます。詳しくは、国税庁ホームページで確認してください。

入場時に、入場整理券またはLINEで事前発行した際に表示される「受付完了」画面を確認するため、必ず持参してください。指定された時間に遅れた場合は入場できないことがあります。また、会場の混雑状況に応じ、指定された時間内であってもお待ちいただく場合があります。

とき 2月16日(火)～3月15日(月)の平日 9時～17時

※入場整理券をすべて配付した場合は後日の来場をお願いすることがあります。2月21日(日)、28日(日)は臨時で開設します。

ところ 刈谷税務署（刈谷合同庁舎）



「確定申告のお知らせ」はがきまたは封書と、昨年の申告の控えを必ず持参のうえ来場してください

申告書にマイナンバー（個人番号）の記載が必要です

令和2年分（令和2年1月～12月）の申告書提出には、マイナンバー（個人番号）を記載のうえ、本人確認書類（①番号確認と②身元確認）の提示または写しの添付が必要です。

本人確認書類

■ マイナンバーカード（個人番号カード）がある人

マイナンバーカードを持参してください。なお、自宅などからe-Taxで送信する場合、本人確認書類の提示や写しの提出は不要です。

■ マイナンバーカードがない人

次の①②より1点ずつ書類が必要です。

①番号確認書類

本人のマイナンバーを確認できる書類が必要です。通知カード（記載事項に変更がないものに限る）、住民票の写し、住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限る）のうち1つ持参してください。

②身元確認書類

記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類が必要です。運転免許証、パスポート、在留カード、公的医療保険の被保険者証、身体障害者手帳などのうち1つ持参してください。

※平成30年1月以降、一部の手続きで番号確認書類の提示や写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページで確認してください。

確定申告が必要な人

次の①～③に該当する人は確定申告が必要です。該当しない人でも確定申告が必要な場合があります。詳しくは刈谷税務署に問い合わせてください。

■ ①事業所得（営業・農業など）や不動産所得などがある人

各種所得の合計金額が、所得控除額（社会保険料控除や扶養控除など）より多い人

■ ②給与所得がある人

ほとんどの給与所得者は年末調整により所得税が精算されるので、申告する必要はありません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、申告をしなければなりません。

- ・令和2年中（令和2年1月～12月）の給与収入金額が2千万円を超える人
- ・給与が1か所のみで、給与所得や退職所得以外の所得の合計金額が20万円を超える人
- ・給与が2か所以上で、年末調整を受けていない給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得の合計金額が20万円を超える人、給与から所得税が天引きされておらず計算の結果所得税が出る人

■ ③年金収入がある人

公的年金などの収入金額の合計金額が400万円以下で、かつ公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以上になる人で確定申告すると所得税が出る人

確定申告すると所得税が戻る人

給与所得者や年金受給者などで、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けることができ、天引きされた税金が納めすぎになっている人などは還付申告ができます。

確定申告に必要な持ち物

- ・確定申告のお知らせはがき、封書または確定申告書（事前に郵送された人のみ対象）
- ・本人確認書類（2ページ参照）
- ・印鑑
- ・収入金額や必要経費の内訳、源泉徴収票など
- ・国民健康保険税や介護保険料の払込証明書または領収書、国民年金保険料の控除証明書または領収書
- ・生命保険料や地震保険料の控除証明書
- ・還付を受ける際に指定する金融機関の口座番号が分かるもの
- ・そのほか申告に必要なもの



申告書作成はパソコンを利用します

刈谷税務署の会場では、パソコンを利用した確定申告の作成補助などを行っています。

一部の確定申告は市役所や市内申告会場でも受け付けます

市では1月28日(休)から公民館などで申告相談を始めます。日程については8ページの市・県民税の申告・相談日程で確認してください。

申告書が届いていない人も申告できるので、申告書以外の必要書類を用意して来場してください。

相談できる申告内容は、給与および年金所得のみの確定申告書Aです。営業、農業、不動産、利子、土地や株式などの譲渡、仮想通貨にかかる雑所得、住宅借入金等特別控除を含む所得税・復興特別所得税の確定申告、過年度申告、市外在住者の申告、更正の請求や分離・損失申告は、市役所や市内申告会場では受け付けません。刈谷税務署で相談してください。郵送での提出や、税務課窓口を設置している投かん箱への提出は可能です。

確定申告関係書類

1月8日(金)から市役所1階の税務課窓口前に用意してあります。なお、一部用意のない書類もあります。



申告をしないとさまざまな不利益があります 忘れずに申告してください

申告が必要な人が申告をしなかった場合、延滞金が発生したり、一度に納める税額が増えたりすることがあります。

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・各種手当・保育料などは、申告した所得などを基に計算しています。無収入であっても申告をしないと、国民健康保険では軽減・減免制度が受けられない場合があります。また、保険料や保育料が正しく計算されなかったり、各種手当が制限される場合がありますので、忘れずに申告をしてください。

市・県民税の申告は、用紙を持っていなくても税務課窓口で行えます。ただし、市内申告会場開設日と市役所申告会場開設日は、税務課窓口では申告できませんので、それぞれの申告会場で申告してください。

「申告を忘れていたかな」と思われる場合は、税務課市民税係（☎(95)9878）まで問い合わせてください。

住宅借入金等特別控除を受ける人へ

家屋の新築・購入または増改築などをして令和2年中に入居し、一定の要件を満たす人は住宅借入金等特別控除を受けることができます。持ち物などは刈谷税務署で確認してください。

65万円の青色申告特別控除を受ける人へ

令和2年分から65万円の青色申告特別控除を受けるためには、e-Taxで確定申告書および青色申告決算書を自分で申告する必要があります。

復興特別所得税

平成25年分～令和19年分の各年分の所得税額に2.1%の税率を掛けた額について、復興特別所得税として納付が必要です。記入漏れの無いようお願いします。

税理士による無料相談

とき 2月16日(火)～3月15日(月)の平日 9時30分～12時、13時～16時

※会場の混雑状況により受付を早めに終了する場合があります。

ところ 市役所 2階会議室 2

対象

① 令和元年分の所得金額（青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の金額）が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者（年金受給者を除く）

② ①の人で、消費税および地方消費税の課税事業者である場合には、平成30年分の課税売上高が3,000万円以下の人

③ 給与所得者および年金受給者

※申告手続きには、本人確認書類の写しの添付が必要です。

■ 次の人は無料相談が利用できません

- ・ 給与所得者および年金受給者のうち、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人
- ・ 初めて消費税および地方消費税の申告をする人のうち、申告書の作成に時間を要する人
- ・ 65万円の青色申告特別控除を受けようとする人
- ・ 収支内訳書または青色申告決算書を作成していない人
- ・ 譲渡所得（土地、建物および株式などを売却）、山林所得または贈与税の申告をする人

消費税軽減税率制度に対応した税理士による無料税務相談

確定申告会場と同様、入場整理券が必要です。

とき 3月16日(火)～31日(水)の平日 9時30分～12時、13時～16時

ところ 刈谷税務署（刈谷合同庁舎）

確定申告での注意点

- ・ 国民年金保険料の支払額は、控除証明書または領収書の添付または提示が必要です。不明な点がある場合は**刈谷年金事務所**（☎(21)2110）へお問い合わせください。
- ・ 年金から天引きされる介護保険料や国民健康保険税などは、年金受給者本人以外の社会保険料として控除することはできません。

刈谷税務署

〒448-8523

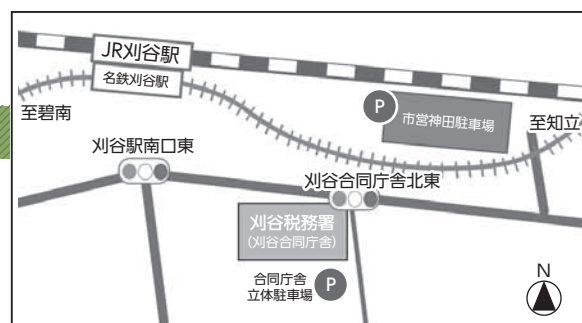
刈谷市若松町 1-46（刈谷合同庁舎）

☎(21)6211（自動音声）

受付 月～金曜日 9時～17時（休日を除く）

資料を持参しての相談や申告書の作成など、刈谷税務署での面接相談を希望する場合は、相談日時などの事前予約をお願いします。

※ 1月4日(月)～3月31日(水)は、事前予約による相談は行っておりません。



- ・ 駐車場は混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。
- ・ 市営神田駐車場は、ほかの利用者の状況により利用できない場合があります。利用するときは、駐車券を確定申告会場まで持参してください。

スマートフォンや自宅のパソコンから 確定申告できます

問 刈谷税務署 ☎(21)6211

スマートフォンや自宅のパソコンから確定申告を行うためには、マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード読取対応のスマートフォンが必要です。

マイナンバーカードを持っていない人や、マイナンバーカードを読み取る機器を持っていない人は、電子申告（e-Tax）を行うための「ID・パスワード」の発行が必要です。発行のためには、申告する本人が顔写真付きの本人確認書類を持参のうえ、最寄りの税務署で手続きしてください。

申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、提出方法を選択して利用してください。

e-Taxでの利用手続き

①国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

②申告書を作成

③申告書をe-Taxのいずれかの方法で提出

●マイナンバーカードを使って送信（マイナンバーカード方式）

マイナンバーカードと、ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンが必要です。

●IDとパスワードで送信（ID・パスワード方式）

平成30年1月以降に税務署で発行しているID・パスワード方式に対応したID・パスワードが必要です。なお、税務署で申告した人は「ID・パスワード方式の届出完了通知 ID・PW」という書類を申告書の控えと一緒に渡している場合があります。

※印刷して郵送などで税務署へ提出することも可能です。



申告書の作成に関する問い合わせ

●申告内容などが分からないとき

刈谷税務署 ☎(21)6211（自動音声に従って「0」を選択）

●作成コーナーの操作が分からないとき

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570(01)5901

（月～金曜日 9時～17時（確定申告期間中は9時～20時）、休日・年末年始を除く）

●マイナンバーカードにかかるICカードリーダーの設定やパソコン操作などが分からないとき

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178（音声ガイダンスに従って「1」を選択）

（月～金曜日 9時30分～20時、休日 9時30分～17時30分（年末年始を除く））

東海税理士会

確定申告相談会

問 東海税理士会刈谷支部 ☎(77)3636

東海税理士会による無料の確定申告相談会を開催します。確定申告に必要な書類（マイナンバーがわかるものを含む）を持参のうえ来場してください。

とき 2月13日(土) 10時～16時30分

ところ 刈谷市産業振興センター

対象 税理士または税理士法人が関与していない納税者

※譲渡所得のある人、住宅借入金等特別控除の適用を受ける人、前年分の所得金額が300万円を超える事業者、贈与税申告などは対象外です。詳しくは東海税理士会刈谷支部ホームページで確認してください。

申込み 電話で東海税理士会刈谷支部 ☎(77)3636



医療費控除

問 刈谷税務署 ☎(21)6211

令和2年中（令和2年1月～12月）に自分や生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費が10万円（所得の合計金額が200万円までの人はその5％）以上ある場合は、次の計算式によって計算した金額が医療費控除として所得金額から差し引かれます。

医療費控除の計算式

（令和2年中に支払った医療費－補てん金）－（10万円*）＝医療費控除額（最高200万円）

※所得の合計金額が200万円までの人はその5％です。

医療費の明細書の添付が必要です

令和2年分の確定申告では、医療費の領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。ただし、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません）。また、医療保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など）を添付すると、明細書の記入を省略できます。

医療費控除の明細書は、国税庁の指定様式があります。市役所1階の税務課窓口前に置いてあるので、必要な人は取りに来てください。記入は、人ごと、病院・薬局などの支払い先ごとに支払った医療費などを記入する必要があります。

医療費通知の発送 問 国保年金課国保係 ☎(95)9891

国民健康保険加入者の1月・2月の医療費通知の発送日は次のとおりです。
医療費通知が届く前に医療費控除の申告をする場合は、医療費の領収書などで対応をお願いします。また、医療費通知の再発行はできません。

発送日	診療月
1月18日(月) (予定)	9・10月
2月18日(木) (予定)	11・12月

高額療養費支給分は差し引いて申告を

問 国保年金課国保係 ☎(95)9891

高額療養費の支給があった人は、実際に支払った医療費の合計金額から高額療養費の支給分を差し引いて申告してください。

介護用おむつ代

問 高齢介護課介護保険係 ☎(95)9889

傷病によりおむつね6か月以上ねたきりで医師の治療を受けている場合、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代は医療費控除の対象となります。

なお、医療費控除を受けるのが2年目以降で要介護認定を受けている人は、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、市が発行する「おむつに関する主治医意見書記載事項確認書」で医療費控除が申請できる場合がありますので相談してください。確認書の申請には、窓口に来る人の印鑑と本人確認書類を持参してください。対象者と別世帯の人が申請する場合は、委任状が必要です。

また、医師の発行する「おむつの使用証明書」の用紙も高齢介護課にあります。

障害者控除

問 高齢介護課高齢福祉係 ☎(95)9888

障害者控除・特別障害者控除は、障害者手帳を持っている場合のほか、要介護認定を受けている65歳以上の人で、これらの人と同程度の障害があるものとして福祉事務局長が認めた人も対象になります。

税の控除を受けるためには、障害者控除対象者認定書を添付して申告する必要があります。該当すると思われる人は相談してください。認定書を申請するには、窓口に来る人の印鑑と本人確認書類を持参してください。対象者と別世帯の人が申請する場合は、委任状が必要です。

事前に認定書の郵送交付を申請した人には、1月下旬に認定書を送付します。



市・県民税の申告

問 税務課市民税係 ☎(95)9878

市・県民税の申告は、所得や控除などを自己申告してもらい、それを基に職員が申告書を作成します。

令和2年度の申告書を市内申告会場で提出した人のうち、聞き取りにより申告書の送付が不要と答えた人には申告書の用紙に代えて「市・県民税申告のお知らせ」（通知書）を送付します。

とき 1月28日(木)～3月15日(月) ところ 市内申告会場（8ページ参照）

碧南市役所での新型コロナ対策

市内申告会場では、入場整理券は必要ありません。刈谷税務署とは異なるので留意してください。ただし、会場内の混雑を避けるため、今年度は特に**住所別に指定する日程（8ページ参照）での来場に協力をお願いします**。来場の際の感染症対策は2ページで確認してください。なお、今後の感染状況により、受付方法など変更する場合があります。市ホームページなどで最新の情報を確認のうえ、来場してください。

市・県民税の申告が必要な人

令和3年1月1日現在に市内在住で、次の①～④に該当する人は申告が必要です。ただし、所得税の申告をする人や前年中の所得が1か所からの給与のみで年末調整が済んでいる人は、申告の必要はありません。

①給与所得がある人

- ・給与収入以外の所得が20万円以下の人、または給与を2か所以上の会社から受け、年末調整を受けていない給与収入の合計金額が20万円以下の人（20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要）
- ・パート、アルバイトなどの収入があり、税金上の扶養に入っていない人
- ・令和2年中に退職し、給与収入が30万円以下の人
- ・確定申告は不要だが、医療費控除などの各種控除を受ける人

②公的年金、恩給を受けた人で、所得控除など（社会保険料控除、扶養控除など）を受ける人

③営業、農業、不動産、利子、配当、雑、一時、譲渡の所得があり、確定申告を要しない人

④昨年中に収入が全くないが、家族の税金上の扶養に入っていない人

- ・①～④以外でも国民健康保険・後期高齢者医療保険、証明書の発行などの関係で申告が必要な場合があります。
- ・公的年金などの収入金額の合計金額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で確定申告が不要な人も、①～③に該当する人は市・県民税の申告が必要です。

市・県民税申告時の持ち物

- ・本人確認書類（2ページ参照） ・印鑑 ・源泉徴収票など収入金額がわかるもの
- ・国民健康保険税や介護保険料の払込証明書または領収書、国民年金保険料の控除証明書または領収書
※年金から天引きされている社会保険料は記載されていないので、公的年金などの源泉徴収票を持参してください。
- ・生命保険料や地震保険料の控除証明書
- ・障害者控除を受ける人は、障害者手帳、福祉事務所長などが認めた「障害者控除対象者認定書」
※対象者認定書については、高齢介護課で発行します。
- ・そのほか申告に必要なもの

市・県民税の申告 注意点

- ・国民年金保険料の支払額は、控除証明書または領収書の添付が必要です。不明な点がある場合は**刈谷年金事務所**（☎(21)2110）へ問い合わせてください。
- ・年金から天引きされる介護保険料や国民健康保険税などは、年金受給者本人以外の社会保険料として控除することはできません。

市内申告会場での申告の流れ

- ①受付 申告の内容と持参した資料を確認します。資料がそろっていないと受け付けできない場合があります。
- ②所得控除などの記入 受付で所得控除などを記入する用紙を渡すので、待ち時間に記入してください。医療費控除を申告する人は、所定の書類が準備できているか確認します。
- ③申告書作成 本人確認後、持参した資料と所得控除などの記入用紙を基に職員が面談し、申告書を作成します。職員が作成した申告書の内容を確認していただきます。添付資料は返却するので、自身で5年間保管してください。
- ④押印（市・県民税の申告のみ）

市・県民税の申告・相談日程

問 税務課市民税係 ☎(95)9878

相談時間／ 9時～12時 (11時30分受付終了) **13時～16時**



源泉徴収票は必ず持参してください 無い場合は申告できません

- ・市内申告会場では、給与および年金所得のみの確定申告書Aの受け付けをします。ただし、確定申告で住宅借入金等特別控除の適用を受ける人は受け付けできませんので、刈谷税務署で申告してください。
- ・営業や農業などの事業所得、不動産所得、株式や土地の譲渡所得、分離の配当所得などの確定申告書Bは受け付けできませんので、刈谷税務署で申告してください。なお、事業所得に関しては、内容により市役所の税理士無料相談を利用できる場合もありますが、決算書または収支内訳書の作成ができていない場合は受け付けできませんので、注意してください。
- ・申告相談会場は大変混雑するので、時間の都合で受け付けできない場合があります。
- ・申告相談会場は換気を行います。会場内が寒くなることがありますので、防寒対策のうえ来場してください。
- ・この期間中、税務課窓口での申告相談はできません。
- ・申告書が届いていなくても申告できます。
- ・本人確認書類（2ページ参照）を忘れずに持参してください。

相談日程と対象地区

とき	ところ	時間別対象地区		無料 相談 税理士	
		9時～12時 (11時30分 受付終了)	13時～16時		
1月28日(木)	鷺塚公民館	旭地区		—	
29日(金)					
2月2日(火)	新川公民館	新川地区			
3日(水)					
4日(木)	南部市民 プラザ	大浜地区			
5日(金)					
9日(火)	農業者コ ミュニティ センター	西端地区			
10日(水)					
16日(火)	市役所 2階会議室 4・5	棚尾地区	中央地区		2人
17日(水)					
18日(木)					
19日(金)					
22日(月)		旭地区	新川地区		
24日(水)					
25日(木)					
26日(金)					
3月1日(月)		大浜地区	西端地区		
2日(火)					
3日(水)					
4日(木)					
5日(金)		新川地区	旭地区		
8日(月)					
9日(火)					
10日(水)					
11日(木)		中央地区	棚尾地区		
12日(金)					
13日(金)					
15日(月)					
		西端地区	大浜地区		

旭地区	旭町、荒子町、池下町、大堤町、霞浦町、神有町、 亀穴町、北浦町、鴻島町、小屋下町、笹山町、三 角町、三間町、下州町、照光町、城山町、新道町、 天神町、縄手町、日進町、二本木町、野銭町、東 浦町、伏見町、踏分町、平七町、平和町、緑町、 三宅町、矢縄町、流作町、鷺塚町、鷺林町	
	新川地区	相生町、明石町、浅間町、籠田町、金山町、久沓 町、新川町、住吉町、千福町、田尻町、鶴見町、 西山町、浜尾町、東山町、踏分町、堀方町、松江 町、丸山町、見合町、山神町、山下町、六軒町
		大浜地区
西端地区	油渕町、荒居町、井口町、大久手町、大坪町、奥 沢町、長田町、上町、神田町、雁道町、北町、湖 西町、坂口町、三度山町、島池町、清水町、白沢 町、白砂町、洲先町、宝町、竹原町、立山町、鳥 追町、半崎町、平山町、広見町、吹上町、札木町、 古川町、松原町、桃山町、屋敷町、用久町、若水 町	
	棚尾地区	雨池町、春日町、川端町、栗山町、源氏町、汐田 町、志貴崎町、志貴町、棚尾本町、舟江町、弥生 町、若宮町
中央地区	植出町、尾城町、源氏神明町、向陽町、幸町、栄 町、末広町、須磨町、天王町、道場山町、中後町、 中山町、福清水町、宮後町	

※昨年度の来場人数をもとに地区を分けています。

※ 緑色は混雑が予想されるのでできるだけ避けてください。

※昨年度の来場人数をもとに地区を分けています。

実際の町内会とは異なりますので、ご了承ください。